



第2期 柏原市浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）に関する事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和5年3月31日

柏原市下水道事業

柏原市長 富宅 正浩



記

1 公共施設等の名称

柏原市公共浄化槽

2 事業の実施場所

柏原市浄化槽施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する区域

柏原市公共下水道全体計画区域以外の区域

3 選定事業者の名称

大阪府柏原市太平寺1丁目9-6

柏原市浄化槽PFI株式会社

4 公共施設の整備等の内容

- (1) 事業対象区域の市民から事業者を通じて発注者へ申請された浄化槽の設置工事
- (2) 本事業で設置された浄化槽の維持管理業務及び軽微な補修
- (3) 市が寄附を受けた浄化槽の維持管理業務及び軽微な補修
- (4) 事業開始時に既に公共浄化槽である浄化槽である浄化槽の維持管理業務及び軽微な補修

5 契約期間

契約締結日（令和5年3月29日）から令和13年3月31日

6 契約金額

浄化槽の規模ごとに定める買取り及び維持管理業務費用の1基当たり単価

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

【第2期 柏原市浄化槽整備推進事業 事業契約約款（抄）】

（契約解除に伴う損害賠償等）

第41条 事業者に起因する事由で本契約が解除された場合は、事業者は発注者に対して違約金を支払わなければならない。違約金の金額は、予定総金額の100分の10に相当する額とし、発注者の指示する期間内に支払わなければならない。ただし、契約保証金又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- 2 事業者に起因する事由で本契約が解除された場合、発注者の損害額が違約金の額を上回る場合、発注者は、その超過額を事業者に損害賠償を請求することができる。
- 3 発注者に起因する事由で本契約が解除された場合は、事業者は発注者に対して、損害賠償を請求することができる。
- 4 契約解除により生じた当事者及び第三者に与えた損害賠償については、その原因者の負担とする。原因者の特定が不可能である場合は、発注者、事業者で協議し定める。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、事業者に起因する事由により解除されたものとみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（不可抗力等に伴う措置）

第42条 不可抗力又は法令変更等により本事業の継続が著しく困難となった場合、本事業の継続について、発注者、事業者間で協議するものとする。

- 2 前項の協議の結果、合意できない場合は一定の期限の経過後、発注者又は事業者は本契約を解除することができる。

8 契約終了時の措置に関する事項

【第2期 柏原市浄化槽整備推進事業 事業契約約款（抄）】

（契約終了時の措置）

第48条 本契約の事業期間の満了又は契約解除により終了した場合、事業者は、発注者又は発注者の指示する者に対し、本事業の事務を円滑に引継ぐものとする。